

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 1 月 3 1 日作成)

[所管：福祉部障害福祉課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	豊中市立障害福祉センター条例	7	使用承認の取り消し	B
2	豊中市立障害福祉センター条例	8	入館の禁止・退去	B
3	身体障害者福祉法	16、17	身体障害者手帳の返還	B
4	身体障害者福祉法施行令	3-3	指定医師の取り消し	B
5	精神保健福祉法	45-2	精神障害者保健福祉手帳の返還	B
6	大阪府療育手帳に関する規則	11	療育手帳の返還	B
7	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	6から12	特別児童扶養手当の支給制限	B
8	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	20から23	障害児福祉手当の支給制限	B
9	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	26-4	特別障害者手当の支給制限	B
10	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	16	特別児童扶養手当の不正利得の徴収	B
11	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	24	障害児福祉手当の不正利得の徴収	B
12	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	26-5	特別障害者手当の不正利得の徴収	B
13	障害者総合支援法	57	自立支援医療費の支給認定の取り消し	B
14	障害者総合支援法	68	指定自立支援医療機関の指定の取り消し	B
15	障害者総合支援法施行令	29	自立支援医療費の所得制限	B
16	障害者総合支援法施行令	43-2	補装具費の所得制限	B
17	障害者総合支援法	36-3・5	障害福祉サービス事業者の不指定	B
18	障害者総合支援法	38-2	障害者支援施設の不指定	B
19	障害者総合支援法	25	介護給付費等の支給決定の取消し	B
20	障害者総合支援法施行規則	34の6	特定障害者特別給付費の支給決定の取消し	B

21	障害者総合支援法	5 1 の 1 0	地域相談支援給付決定の取消し	B
22	障害者総合支援法施行規則	3 4 の 5 5	計画相談支援給付費の支給の取消し	B

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		使用承認の取り消し
根拠法令及び条項		豊中市立障害福祉センター条例 第 7 条
所管部課（室）係名		福祉部 障害福祉課 障害福祉センターひまわり
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	本条例により、明確かつ具体的に規定している。 なお、基準を補完するため、条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 4 号について、下記のとおり付記する。 条例第 7 条第 1 項第 1 号について 1 施設の使用開始時に承認印が押された「障害福祉センター使用承認申込書」を担当者に提示しない 2 担当者に許可を得ることなく使用時間を延長して利用する 3 施設の使用承認を得ていない物件を使用する 4 施設の使用承認権利の譲渡を受け使用する 5 「障害福祉センター使用承認申込書」の記載事項に重大な虚偽が認められる 条例第 7 条第 1 項第 5 号について 1 他の利用者の危険あるいは迷惑になる行為をした 2 施設の使用により場内外に混乱が発生した 3 災害発生時の避難所となったとき 4 暴風又は暴風を伴う大雨警報が発令されたとき
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		入館の禁止・退去
根拠法令及び条項		豊中市立障害福祉センター条例 第8条
所管部課（室）係名		福祉部 障害福祉課 障害福祉センターひまわり
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	本条例により、明確かつ具体的に規定している。 なお、基準を補完するため、本条について、下記のとおり付記する。 (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者 (2) 管理上必要な指示に従わない者 (3) その他管理上支障があると認める者
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		身体障害者手帳の返還
根拠法令及び条項		身体障害者福祉法 第 16 条 第 17 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	身体障害者福祉法施行令 第 12 条 豊中市身体障害者福祉法施行細則 第 11 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。 豊中市身体障害者福祉法施行細則 第 11 条 <u>法第 16 条第 1 項又は施行規則第 8 条第 2 項</u> の規定による身体障害者手帳の返還は，身体障害者手帳交付等申請(届)書を市長に提出することにより行わなければならない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		指定医師の取り消し
根拠法令及び条項		身体障害者福祉法施行令 第 3 条第 3 項
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	豊中市身体障害者福祉法施行細則 第 6 条
	基 準	本法律により、明確かつ具体的に規定している。 豊中市身体障害者福祉法施行細則 第 6 条 市長は、<u>次の各号</u>に掲げる場合は、その旨を告示するものとする。 (1) <u>法第 15 条第 1 項</u>の規定により医師を指定したとき。 (2) <u>施行令第 3 条第 2 項</u>の規定による医師の指定の辞退があったとき。 (3) <u>施行令第 3 条第 3 項</u>の規定により医師の指定を取り消したとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		精神障害者保健福祉手帳の返還
根拠法令及び条項		精神保健福祉法 第 45 条の 2
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	精神保健福祉法施行令 第 10 条、第 10 条の 2 豊中市精神障害者保健福祉手帳の事務処理に関する規則 第 7 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。 豊中市精神障害者保健福祉手帳の事務処理に関する規則 第 7 条 <u>政令第 10 条の 2 第 1 項</u> の規定による返還は，障害者手帳返 還届により行うものとする。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		療育手帳の返還
根拠法令及び条項		大阪府療育手帳に関する規則 第 11 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	療育手帳制度について (昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 条厚生事務次官通知)
	基 準	本規則等により、明確かつ具体的に規定している。 療育手帳制度について 第十一条 被交付者等(第二号に掲げる場合にあっては、死亡した被交付者の保護者)は、次に掲げる場合には、療育手帳返還届出書(様式第八号)を添えて、知事に療育手帳(第四号に掲げる場合にあっては、<u>同号</u>の亡失した療育手帳)を返還しなければならない。 一 被交付者が知的障害者に該当しなくなった場合 二 被交付者が死亡した場合 三 被交付者が府の区域外に居住することとなった場合 四 <u>前条第三項</u>の規定による療育手帳の再交付を受けた場合であって、亡失した療育手帳を発見したとき。 五 療育手帳が必要でなくなった場合 2 知事は、<u>前項</u>の規定による返還があったときは、当該返還に係る被交付者が、十八歳未満の者である場合にあっては当該被交付者の居住地を所管する子ども家庭センターに、十八歳以上の者である場合にあっては相談支援センターに、その旨を通知する。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		特別児童扶養手当の支給制限
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 6 条から第 12 条まで
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第 2 条～第 8 条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 第 22 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		障害児福祉手当の支給制限
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 20 条から第 23 条まで
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第 12 条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 第 6 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		特別障害者手当の支給制限
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 26 条の 4
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第 11 条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 第 16 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。 (本法第 20 条から第 23 条までを準用する)
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		特別児童扶養手当の不正利得の徴収
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 16 条
所管部課（室）係名		〔所管： 障害福祉課 給付支援係〕
処 分 基 準	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 第 22 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。（児童扶養手当法第 23 条を準用する） なお、基準を補完するため、児童扶養手当法第 23 条中文言について、下記のとおり付記する。 児童扶養手当法第 23 条中文言「偽りその他不正な手段」について 1 申請書類等に虚偽の記載がある 2 暴力・脅迫等による
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		障害児福祉手当の不正利得の徴収
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 24 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。 なお、基準を補完するため、本条中文言について、下記のとおり付記する。 本中文言「偽りその他不正な手段」について 1 申請書類等に虚偽の記載がある 2 暴力・脅迫等による
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		特別障害者手当の不正利得の徴収
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 26 条の 5
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。（本法第 24 条を準用する） なお、基準を補完するため、本条中文言について、下記のとおり付記する。 本中文言「偽りその他不正な手段」について 1 申請書類等に虚偽の記載がある 2 暴力・脅迫等による
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		自立支援医療費の支給認定の取り消し
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 57 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	障害者総合支援法施行令 第 34 条 障害者総合支援法施行規則 第 49 条 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程 第 9 条 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程 第 7 条 豊中市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第 27 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。（本法第 25 条を準用する） なお、基準を補完するため、本条中文言について、下記のとおり付記する。 本中文言「偽りその他不正な手段」について 1 申請書類等に虚偽の記載がある 2 暴力・脅迫等による
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		指定自立支援医療機関の指定の取り消し
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 68 条
所管部課（室）係名		〔所管： 障害福祉課 給付支援係〕
処 分 基 準	関係条項	障害者総合支援法施行令 第 41 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。（本法第 50 条第 1 項第 8 号～第 12 号、同条第 2 項を準用する） なお、基準を補完するため、本条中文言について、下記のとおり付記する。 本中文言「偽りその他不正な手段」について 1 申請書類等に虚偽の記載がある 2 暴力・脅迫等による
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		自立支援医療費の所得制限
根拠法令及び条項		障害者総合支援法施行令 第 29 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第 2 条
	基 準	本実施要綱により、明確かつ具体的に規定している。 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第 2 条 第 2 所得区分 自立支援医療費については、法第 58 条第 3 項の規定により、自己負担について受診者の属する「世帯」の収入や受給者の収入に応じ区分（以下「所得区分」という。）を設け、所得区分ごとに負担上限月額（障害者自立支援法施行令（以下「令」という。）第 35 条第 1 項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）を設けることとする。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		補装具費の所得制限
根拠法令及び条項		障害者総合支援法施行令 第 43 条の 2
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	本法律により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		障害福祉サービス事業者の不指定
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 36 条第 3 項・第 5 項
所管部課（室）係名		障害福祉課 事業所係
処 分 基 準	関係条項	・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 ※最終改正 障発 0330 第 3 号令和 3 年 3 月 30 日）
	基 準	本法等により、明確かつ具体的に規定している。 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（一部抜粋） 第一 基準の性格 2 指定障害福祉サービスを行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定障害福祉サービス事業者等の指定等又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		障害者支援施設の不指定
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 38 条第 2 項
所管部課（室）係名		障害福祉課 事業所係
処 分 基 準	関係条項	・ 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 ※最終改正 障発 0330 第 3 号令和 3 年 3 月 30 日）
	基 準	本法等により、明確かつ具体的に規定している。 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（一部抜粋） 第一 基準の性格 2 指定障害者支援施設等が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害者支援施設等の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、設置者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。 また、③の命令をした場合には設置者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		介護給付費等の支給決定の取消し
根拠法令及び条項		障害者総合支援法第 2 5 条 障害者総合支援法施行令第 1 4 条 障害者総合支援法施行規則第 2 0 条 豊中市障害者総合支援法施行細則第 5 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		特定障害者特別給付費の支給決定の取消し
根拠法令及び条項		障害者総合支援法施行規則第 3 4 条の 6 豊中市障害者総合支援法施行細則第 1 2 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	本省令等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		地域相談支援給付決定の取消し
根拠法令及び条項		障害者総合支援法第 5 1 条の 1 0 障害者総合支援法施行令第 2 6 条の 6 豊中市障害者総合支援法施行細則第 1 9 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		計画相談支援給付費の支給の取消し
根拠法令及び条項		障害者総合支援法施行規則第 3 4 条の 5 5 豊中市障害者総合支援法施行細則第 2 1 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	本省令等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
備考		